

アメリカにおける岩倉使節団

——岩倉大使の条約改正交渉——

宮 永 孝

維新が成つてまだ日が浅い新生日本は磐石な政治基盤を持たぬまま、新しい国是のもとに、迷走を続けていた。当時の為政者にとつて最大の研究課題は日本をどのような国家にすべきかということであった。天皇親政の近代国家として出発した明治政府は、旧幣を改め、政治外交も面目を一新せねばならなかった。そのためには欧米の文明に範を仰ぎ、それを日本の近代化に役立てることが急務であった。わが國は幕末から明治初年にかけて欧米十五カ國と修好通商条約を結んだが、いずれも最惠國約款やくかんを相手國に許し、領事裁判權・関税の自主權なきを甘受したものであった。明治五年五月二十六日（一八七二・七・一）以後、一カ年前の通告をもつて条約を改正し得る定めであったので、明治政府はこの好機を捕えて不平等条約の改正を圖つたのである。

岩倉使節団は友好親善、欧米先進諸國の文物視察と調査を主目的に、また各國を訪れたときに条約改正を打診するために欧米巡遊の途に上るのだが、副次的使命である条約改正の予備交渉では、当初の政府の方針に背き、調印の意向をもつて正式の条約交渉に入ったのである。岩倉大使が最初の訪問國アメリカにおいて急に改正談判を開始したのは正にそれであった。岩倉大使の条約改正交渉に関しては、明治期以来実に多くの論考が発表されており、その数は数十を下らない。しかし、石井孝氏の「岩倉使節団対米交渉の始末」（『日本歴史』三〇四号）や『大日本外交文書』

の編集に参加した故下村富士男氏の精細な論考「明治初年条約改正史の研究」(吉川弘文館、昭和三十七年刊)を除くと、いずれも国内史料に基づいて書かれたものが多いようで、ありふれた論文の印象を与える。下村氏の研究は条約開始とその中止に至る経緯についての論及がないことを除けば、非常に詳細をきわめ、今さら何もつけ加える点がないほどである。下村氏は外交文書の編纂に従事していたとき、日本外務省の記録だけではわからぬことが多いので、自著刊行の二年前に渡米し、ワシントンにある国立古文書館でアメリカ側史料にあたり、そして完成したのが先の論著である。

筆者は近年、幕末維新期の社会史・文化史・政治外交史の方面から遣外使節団や留学生のことを調べ、また未熟なものを発表しているが、万延元年(一八六〇)の遣米使節団について書き終えた時点で研究課題として残ったのは、日本史上最大ともいふべき岩倉使節団のことであった。留守政府がほとんどからになるほど大勢の顯官が参加し、一年一〇カ月の間欧米を歴訪するのだが、この遣使の意義は日本の近代史の上からすこぶる大きいと云わねばならぬ。なぜなら、それは日本が近代化を達成する端緒を開く、いわば文明開化への旅でもあったからである。

筆者は本稿において、主に政治外交史の観点からアメリカにおける岩倉使節団を再検討してみようとした。もちろん紙幅の都合ですべての点にわたって論じることができぬが、岩倉全權大使の対米交渉に重点がおかれている。筆者はこの夏の現地調査によっていくつか新事実に触れ得たので、新史料の紹介をかねて筆を執った次第である。新史料の一部はすべて本稿中に引用したが、その主なものは、(一)アメリカの新聞報道にみる岩倉使節団、(二)従来、不明とされていた使節団のホテルのこと(「註」を参照)、(三)ワシントン日本公使館の公文書(主として森書簡(英文)、(四)アメリカ側の談判記録(「日米条約会談の議事録および草稿」——部分的に下村氏によって引用されている)、(五)筆者は第一回目と二回目の会談についてのみ筆録の邦訳を掲げた)、(五)國務長官ハミルトン・フィッシュの「日

「記」の一部（とくに談判が決裂した日の記述）などである。結びにおいて、産業経済・法制史より観たる一行のアメリカ巡遊の成果について瞥見した。

平成三年の盛夏、筆者は夏季休暇を利用して、アメリカにおける岩倉大使一行の足跡をたどる旅に出た。一カ月以上もの間、サンフランシスコからボストンまで一行の跡を追い、その間に鋭意新史料の発掘と蒐集に努めた結果、幸い予想外の収獲に恵まれたので、これから史料を整理し、できれば早い時期に「アメリカにおける岩倉使節団」と題して一書を著したいと思っている。本稿は筆者によるこの夏の取材報告でもある。

一 派遣の経緯と使命

慶応三年正月九日（一八六七・二・一三）、この日明治天皇は即位し、さらに同年十月十四日徳川十五代將軍慶喜が政權を返上し、十二月十五日には事実上、王政復古を見るに至った。翌慶応四年正月五日（一八六八・二・八）参和外國事務取調掛東久世通福（一八三三〜一九一三）は勅命により兵庫（神戸港）に待機していた六カ國使臣（フランス公使ロツシュ、イギリス公使パークス、イタリア公使ド・ラ・トゥール、プロシア代理公使フォン・ブラント、オランダ代理公使ポルスブルック、アメリカ代理公使ファルケンバーグ等）に國書をもって王政復古を通告し、さらに諸外國との外交のすべては、これより天皇の名のもとに外國事務總裁仁和寺宮（東伏見嘉彰親王）の所管に帰すべきものとする旨を伝えた。

なお、この日また「外交ニ関スル布告書」なるものが国内に布告された。この布告書の骨子を現代語風に述べると「これまで幕府が取結んだ条約のうち、弊害ある事項は、利害得失を公議の上、御改革になる。なお外國との交際は

宇内(天下)の公法をもつて取扱うものとする」といったものであった。これは幕府が諸外国と結んだ条約を認めると共に旧習を一掃し、不平等な安政条約の失錯を正し、条約改正を決議したことを示すものであった。

慶応四年正月十七日、總裁有栖川師宮のもとに外国事務総督(山階宮、三条実美、東久世通福、伊達宗城)ら四名が任じられ、さらに翌年二月十四日伊達・東久世らは大坂において列国公使と会見した折、「外国事務局」(のちに外国官、外務省と改まる)を設置した旨を通告した。同年二月三十日(一八六八・三・二三)京都御所において各国公使らは初めて謁見を許され、日本と列國との新たな外交關係が正式に樹立するに至った。

明治元年十二月二十三日(一八六九・二・四、慶応四年八月二十七日)一八六八・九・四より明治改元)、明治政府は東久世外国官副知事(外務次官)をして各国公使に条約改正交渉を申し入れさせたが、この時点で政府にはまだいかなる点を改正すべきか、なんら腹案はなかつたようである。各国公使は、これまで「大君」の名をもつて調印された条約を新政府が「天皇」の名義に書き換えようとするにすぎないことが判かつたので、これを相手にせず、また日本側も強いて固執しなかつた。明治二年七月八日外国官が廃止され、新たに太政官制による外務卿の職掌が設けられ、沢宣嘉がこれに任じられた。沢外務卿は同年十二月十日(一八七〇・一・一一)、条約改正交渉を安政条約改訂期限(明治五年七月一日)まで延期すると各国公使に申し入れた。しかし、政府は条約の改訂期限まで手をこまねいていたわけではない。明治三年十月七日に条約改訂順序が立案され、かつ取調掛が任命されると、一カ月に六回ほども集会がもたれ、同年十月から翌年三月までの間に条約改正取調べを完了した。明治四年三月四日寺島外務大輔は、書簡をもつてイギリス公使館書記官アーネスト・サトウに条約改正を欲する要項(十二カ条)を通知した。その主なものは、――

- (一) 各国と結んだ条約の体裁を一様に帰したいこと
- (二) 江戸改税約書による大名の家来に対する留の特例（商売自在の法）を廃すること
- (三) 阿片の制限に関して新たに一カ条を設けたいこと
- (四) 旧来の条約にあった「大君殿下」の呼称を「天皇陛下」と改めたいこと
- (五) 従来条約は、外国から日本へ来る者のための条約であり、日本における権利だけを規定し、日本側が外国に赴いた場合の規定に欠いているので、相互並行の権利を持つように条約文を改めたいこと
- (六) 外国人の沿岸交易を禁じる約定を定めたいこと
- (七) 貿易規則を一層綿密にし、輸出入税目についても改正したいこと

〔日本外交文書〕第一卷二五文書

明治政府はようやく安政条約の欠陥と弊害に気づくようになったが、まだこのときはつきり治外法権の弊事にはふれていないのである。同年五月十三日付をもつて、沢外務卿は、明年七月一日（洋曆）以後条約改正の交渉を開始したい旨各国公使へ申し入れた。これに対して早くもイギリス公使パークスは、江戸条約（安政条約）の第二十二条に基づき、一八七二年七月一日以後条約改正の交渉をなす権利を有したい旨を沢外務卿に伝え、さらにアメリカ公使デ・ロング、イタリア公使代理C・ロベツキらも寺島外務大輔と会見した折に条約改正の希望を有することを告げた。かくして条約改正の準備作業を急ぎ進めるために外務省内に翻訳局が設けられ、イギリスと各国間の条約書類を翻訳させるための訳官を四、五名雇い入れ、また必要な書籍を蒐集し、研究に当らせることになった。明治四年八月二十八日外務省は、太政官より貿易規則改正に関する大蔵卿大久保利通・大蔵大輔井上馨らの連署による「建議」（関

税自主権の回復を計つたもの)を受け取り、大蔵省と協議すべき旨の指令を受けた。それには「從來、関渉(干渉)の宿弊を脱し、至公(ひじょう)に公平なこと)の条約を改定致し、前書輸出入税目等の儀は、全く我の特裁に帰し、物産の多寡(多い少ない)流融の実況に応じ、便宜適正の処分相成候はば、物産の洪利富強の基礎相立、隨て特立の威柄も相備り可申」とあり、さらに「幸ひ来壬申年条約更正の期に会し候儀にも有之候間、篤と御詮議有之」といい、明治五年以後の条約改正の時期をとらえ、着手すべきことを建言している。もつとも大久保と井上の念頭にあつたのは、予想される条約改正交渉のむづかしさよりも、関税自主権の確保であつた。

ともあれ不平等色が濃厚な条約の改正の機会は、明治五年五月二十九日(一八七二・七・四)に来ることになつてゐた。徳川幕府が安政五年六月十九日、アメリカ総領事ハリスと結んだ日米修好通商条約の第十三条に「今より凡百七十一ヶ月の後(明治五年七月四日に当る)双方政府の存意を以て兩國の内より一ヶ年前に通達し、此条約並に神奈川条約の内、存し置く箇条及び此書に添たる別冊ともに双方委任の役人実験の上談判を尽し補ひ或は改る事を得べし」といった条があり、この一条によつて、一箇年前の通告により条約を改訂し得るのであつた。日米修好通商条約は、日本が列国と結んだ最初の正式な条約であり、以後幕末から明治初年にかけてわが国は十五カ国と修好通商条約を結ぶのだが、いずれも最惠国約款(相手国に最も有利な取扱いを与える約束を規定した条項)の特権を許し、領事裁判権を認め、関税の低率(安政年間に平均一割としたものを慶応年間に改税約書により五分に減じた)と徴税の自主権なきを甘受したものであつた。列国と結んだ修好通商条約はわが国の國權を無視した不平等条約に他ならず、明治新政府が樹立後、ほごなく条約改正を決議し、関税の課税権の回復を計つたのは当然の成り行きであつた。

このような状況のもとに、明治政府は右大臣岩倉眞視を特命全權大使、副使には参議木戸孝允・大蔵卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳らを任じ、条約改正の本交渉開始に先立つて締盟各国に派遣し、その元首

に國書を捧呈し、^(ついで)聘問の礼を修め、かたがた政府要人と意見を交換し、欧米先進國の國情・文物を親しく見聞し、わが國の近代化に役立せようとした。正使副使の下に俊秀練達をもって聞えた、理事官・書記官を配し、それぞれ分担をきめ、第一は制度法律、第二は理財會計、第三は教育の三項目について理論・法則・方法等を調査研究させ、理事官はその事務取調べ、書記官は精細に記録するといった陣容で、⁽³⁾総員四十八名となった。この中には旧幕臣、維新の功臣なども数多含まれていたが、明治新政府の主だった顯官、後年各界で顯著な活躍ぶりを示す者など堂々たる顔触れであり、日本史上空前絶後の大視察・調査団といえた。また使節団とは別に欧米各國に留学する年少の華族・士族の子弟五十四名も便乗したから百名を優に越す洋行集團であつたといえる。

二 旅程

明治四年十一月十二日(一八七一・一二・二三)、太平洋郵船会社(Pacific Mail Steam Ship Co.)のアメリカ号(四五五四トン、外輪船)は岩倉使節団と大勢の留學生らを乗せて横浜を出帆し、同年十二月六日(一八七二・一・一五)サンフランシスコに入港した。大使一行は上陸後、モンゴメリー街の「グランド・ホテル」⁽⁴⁾(現存しない)に投宿し、同月二十二日(陰曆)まで約三週間同市に滞在した。

万延元年(一八六八)に幕府の使節団が当地にやって来たとき、アメリカ中が日本熱にうかされ、ほぼ連日のように新聞・雑誌に取り上げられ、どこでも大歓迎を受けたが、岩倉使節団も一夜明けるや時の人となつていた。翌七日(二・一六)「サンフランシスコ・クロニクル」紙は、大きな見出しのもとに次のような記事(二段)を掲げた。

東洋人

サンフランシスコにおける日本使節団

費人らの氏名および身分——その随行員等々。歓迎の様子と宿泊所。

本日のスケジュール。

在留日本人の歓迎会。

市役所吏員——陸海軍將校——外交団——市民など。

国際親善についての条約を結ぶために世界の列強の宮廷すべてを訪れ、また、さまざまな政治形態や製品などの調査に赴く途中にある日本使節団は、昨日の朝、蒸気船アメリカ号でサンフランシスコに到着した。かれらは市の歓迎委員会に迎えられ、グランド・ホテルに案内された。目下、同ホテルに高官らが滞在している。かれらは十日ほどサンフランシスコに滞在する予定であり、その間に港内のさまざまな塔やわが州で関心を引く主なる場所を訪れる。

一行中の各団員の氏名・身分・地位については、次の回状に記されている。その写しは、数日前に使節団の業務にかかわりがある者すべてに送られたものである。

サンフランシスコの日本領事館

拝啓

条約締結國に派遣される日本國天皇の使節団が目下わが港に向っており、今月十六日ごろ蒸気船アメリカ号で当市に到着の予定である。

日本使節団は次の高官から成っている。すなわち——、

岩倉——以前、外務大臣を勤め、今や日本の首相であるかれは、特命全權大使として条約締結國を訪れる。

木戸——枢密顧問官であり、また副使でもある。
大久保——大蔵大臣であり、また副使でもある。
伊藤——公共事業の次官であり、また副使でもある。
山口——外務次官であり、また副使でもある。

使節の随員

随員は秘書官八名、日本帝国の各省から選ばれた二十一名の役人、軍医一名および付添人ら計四十四名から成る。かれらは当市滞在中グラランド・ホテルに宿泊する。

日本の支配階級は、視察旅行によつて、下級の随員の報告に基づき、従属関係を伴なわぬ外国との交際の利点を自ら判断することが望ましいと考えて来た。この使節団は、日本国内でも最も位の高い、影響力のある大勢の人物たちから成るのだが、西洋文明の徹底的な研究と外国との条約改正を意図している。

署名者は賜暇を与えられ、ヨーロッパまで使節団に随行することを命ぜられた。私の不在中、領事館の書記官ホラス・D・ダンが領事代理を勤める。公務の遂行において御協力を賜わらねばならぬとき、願わくは必要な援助を与えられ、日本国天皇の役人が機会があればその好意に対して礼を申し述べると確信しております。

敬具

日本領事チャールズ・ウルコット・ブルックス

七日(一・一六)、使節らは終日訪問者と会つたり、歓迎レセプションなどの出席のため多忙をきわめた。まず当地在留の日本人留学生十五名ほどが午前十時に岩倉大使や副使らに拝謁したが、それは数分ほどで終わった。十一時にサンフランシスコ市長ウィリアム・オールフォード以下数名が岩倉を非公式訪問し、その折日本使節団の通訳ネイ

サン・D・ライスが紹介の勞を取った。市長は使節團の皆さんを歓迎いたします、という、岩倉はそれに対して手短かに謝意を述べた。十一時半、当港の記者団代表がホテルの談話室に集まると、日本領事ブルックスの案内で大使・副使らの引鞆を受けた。岩倉をはじめ副使らは、記者団代表とひとりひとり握手をした。そして記者の一人が「当港の報道機関を代表して、閣下らを歓迎いたします。皆さん方の短い滞在が、日米兩國の友好を強化することを希望いたします」と述べると、岩倉は通訳を介して次のように挨拶した。「カリフォルニアを訪れたのは今回始めてのことであるので、貴國の習慣についてはよく識りません。われわれ全員に示された親切に対して感謝いたします。わが同胞はそれをありがたく思うことでしょう。われわれはサンフランシスコを訪れた嬉しい思い出をいつまでも忘れぬこととしよう」。このあと記者団代表は退席した。

正午に陸海軍の将士らが拝謁することになっていたが、遅延し、午後一時に舞踏場において行われた。同会場の床にキャンバスが敷かれ、また壁は日米兩國の國旗で飾られていた。席上、岩倉は入港時、日の丸の國旗に対して祝砲が発せられたことに謝意を表すと、スコフィールド將軍がワシントンの陸軍省からの命でした、と述べた。次いで当港在留の各國領事らが謁見を受けた。三時半、連邦政府の役人や商工会議所の面々が来謁した。

夜十時、当地第二砲兵隊所屬の樂隊がやって来、使節の部屋に向つて音楽を奏し、またおびただしい数の市民らが祝声を発し安着を祝した。岩倉はデ・ロング公使、ブルックス領事および何人かの随員と共にバルコニーに姿を現わすと、デ・ロング公使の通訳で觀衆に向かつて演説をした。「サンフランシスコ・クロニクル」紙（一八七二・一・一七付）によると、そのとき「岩倉は帯から長方形の紙を卷いたものを取り出すと、それをほどこき、読み上げた」ということである。それは次のような演説であつた。

——サンフランシスコ市民の皆さん。わが国では周知の事実であります。日米間の条約が結ばれて以来、わが国は新しい通商をもって大いに繁栄の一途をたどっております。西洋諸国に見られるような芸術や科学が進歩したことを、わが国にとつて非常に有益であると考えております。また国家間の交流が盛んになることによつて、国際親善が増すことを望んでおります。その即効が早く現れるように、さらにわが国民の西洋文明についての知識を促進させるために、天皇陛下は私を特命全權大使に任じ、条約締盟のすべてを訪ずれるよう命じ、まず初めに貴國を訪れたわけです。私たちが歓待されたのは、アメリカ人民の友情が本物であることの紛れもないあかしであり、わが国民の心の中にこだまして止まぬものと確信しております。アメリカ人民の親切心が天皇陛下に伝えられれば、日本国中に知れ渡り、日米両国間の友情をさらに強固なものとするのに力を貸すことでありましょう。実際によつて私たちがお互いよく知り合うことができるように、正直なところ日本国民がいま望んでいゝることは、友誼を厚くすることなのです。

岩倉の演説がすむと、大勢の観衆の中から万雷の拍手が起こり、それはしばらく鳴り止まなかつた。十二時半ごろになると、音楽も止み、やがて見物人も三々五々散つて行つた。

翌八日（一・一七）『ニューヨーク・タイムズ』紙は、サンフランシスコからの特電として日本使節団の到着を報じた。それは、次のような見出しの記事であつた。

日本人

使節団一行サンフランシスコに上陸

主なる団員のおもしろい写真スナップ——人物とその特徴——一行の動き

『ニューヨーク・タイムズ』紙への特電

サンフランシスコ、一月十六日。……日本使節団は無事当市に上陸し、今初めてアメリカの風俗習慣を眺めている。周知のことだが、使節団の諸氏は主なる条約締結国と政治的なあらゆる問題について協議し、現行条約の適正な改正を達成するために政府から派遣されたものである。使節団は、日本帝国の枢密院において高い、重要な地位を占めておる人々から成り、大使らは日本において敏腕と影響力を持つ人々である。使節一行は、日本政府が海外に遣わし得る最も重要な人物たちである。

特派員は到着時の団員の服装に言及しているが、それは和服ならぬイギリス製の既製服であったといい、サンフランシスコ到着後、その服を脱ぎ捨て、はやりの服を求めた、と報じている。だが岩倉大使だけは、立派な刺しゅうを施した縹しん子のお国風の衣装をまもっていたと伝えている。

五十ちよつと越ぎの岩倉は、日本帝国の副首相で、天皇の右腕と言われるほどの敏腕家であり、維新とその成果は、かれに負う所が大きい、という。参議の木戸は四十歳位であり、長い間天皇の権力を取りもどすことに固執した。大藏卿の大久保は、薩摩生まれの四十四歳。大君オウジンの軍を破ったのは、かれが率いる薩摩兵であったと云っている。伊藤は三十歳ほどだが、進歩的で心が広く、将来性のある政治家と観ている。山口に関しては、外務次官である、とだけ書かれている。

使節以外の軍人・文官・理事官にもふれているが、かれらは「政府ならびに各官庁にとって役立つものは何でも視察し調査しようとしている」と報じている。その他、使節団の動向として、デ・ロング公使が一行と共にワシントンへ赴くこと、ワシントン在住の森有礼弁務少使より書簡が届き、首都へ直行するよう連絡があったこと、降雪により足止めを食わぬかぎり、多分今週末までに東部へ向かうことなどを伝えている。

アメリカ本土に上陸したからには米國政府に到着の旨を報告せねばならぬが、このことは当然ワシントンの森弁務

少使より國務省へ連絡があつたものと思われる。一日、大使一行はウエスタン・ユニオン電報会社を見学を訪れたが、その折國務省と交信している。通信士が使節らの目の前で電鍵をたたき、数分を経ずして國務長官ハミルトン・フイツシュ（一八〇八〜九三、六九〜七七年まで在任）より折り返し次のような電文が届いた。

「ワシントン 一月二十三日 國務長官ハ日本大使ノ到着ヲ祝シ閣下ナラビニ御一行ヲ心ヨリ歓迎イタシマス」
この歓迎電に対して岩倉大使は次のように打電した。

「國務長官ハミルトン閣下へ 歓迎ノ電文アリガトウ存ジマス ワタクシタチハ來週ワシントンヘ向ケテ立チマス 直接オ会イイタシ条約締盟國宛ノ日本國天皇ヨリ託サレタ信任状ヲ手交イタシタク存ジマス 特命全權大使岩倉」

再び岩倉のもとにハミルトン國務長官から返電が届いた。曰く――、

「ワシントン 一月二十三日 特命全權大使岩倉公へ 合衆國大統領ハ閣下ナラビニ使節団ノ皆サンヲ喜ンデ歓迎シ 大陸横断旅行ガ快適カツ安全ナモノデアルコトヲ希望イタシマス 皆サンハアメリカ國民ナラビニ我國政府ノ友人トオ会イニナルコトデショウ 彼ラハ貴國ニ關係スルコト全テト天皇ノ政府ト我國トノコレカラノ關係ニ熱イ關心ヲ寄セテオリマス 國務長官ハミルトン」

次いで岩倉は、電信機の生みの親でかつモールス符号の發明者S・F・B・モールス（一七九一〜一八七二）に宛てて電文を送り、その中で貴殿の名は日本でも有名であり、今後電信機が大いに普及することにふれると、折り返し「モリス教授ハ日本使節ノ皆サンニ敬意ヲ表シ電信ノ世界ニ歓迎イタシマス」といった内容の返電を寄せた。

その後ニュージャーシー州のプランズウィックに留学中の岩倉大使の子息二名――岩倉具定（第三子、グラマースクール在学中）と岩倉具経（第四子）――らと電信がつながり「最愛ナル父君へ 私達ハ父君ヨリ電信ヲモライ嬉シク思イマシタ シカゴデオ待テ致シマス ソノ折御忠告ヲウケタマワリマス」といった電文が舞い込んで来た（「サ

ンフランシスコ・クロニクル」紙、一八七二・一・二四付)。

岩倉大使一行の訪米にともない、ワシントンの第四十二議會において、オハイオ州選出議員ガーフィールド氏は、日本使節団の諸経費支払いのため五万ドルの予算措置を講ずる法案を提出し、その承認を求めた。が、当初、法案通過まで何人も議員から異議が出て、なかなか採択に至らなかつた。たとえば、インディアナ州選出のカー議員は、合衆国政府が日本使節団の経費を支払うということを日本政府当局が承知しているかどうか? と質問すると、バンクス議員は「そのような了解はできていない」と答えてから、使節団の性格と使命について力説した。この使節団は最高の資格を帯びてやって来たものであり、条約締盟国との条約更新に関して調査しかつ教えを受けることを目的としていること、岩倉大使は皇帝の側近であり、かれに副使三名と日本政府の八省庁の高官ら二十一名が同行し、かれらは合衆国ならびに諸外国の似たような省庁の管理運営法を調査研究する指示を受けていることなどについて述べた。とくに副使伊藤は前年の明治三年十二月、二十一名の随員と共にアメリカの財政・幣制の調査のため訪米しているので、その名を知る下院議員も多いこと、一八五四年にペリー提督によつて最初の条約(日米和親条約)が結ばれて以来、日本がすばらしい発展を遂げたと言き、最後に「儀礼と賢明な政策の両方から考えて、予算の承認が必要である」と主張した。そして審議に手間取つた末、ようやく本法案は可決したのである。

十五日(一・二四)、ワシントンの森弁務少使は國務長官ハミルトン・フィッシュに宛てて次のような書簡を送つてゐるが、それは先に述べたアメリカ側が日本使節団の経費支払いのため五万ドルの予算措置を構じたことに対する礼状であつた。曰く――、

ワシントン、一八七二年一月三十一日

拝啓

合衆国議会が目下連邦の首都へ向かいつつある日本使節団について取られた行為にかんがみて、私個人とし公の感謝を伝えるのが喜びである以上に、私の義務であると考えます。わが国の天皇ならびにわが同胞をあまねく喜ばせるものは、承認されました金額ではなく、そのような議案の通過を促進いたしました精神であります。

このような立派な行為は、十分感謝され、いま日本帝国とアメリカ合衆国の間に存在する暖かい友情を不朽のものとするものと確信いたしております。

敬具

貴下の忠実なる下僕

代理公使 森有礼

國務長官ハミルトン・フィッシュ閣下⁽³⁾

二十三日(二・一)、この日、『サンフランシスコ・クロニクル』紙は、日本使節団が東部へ向けてサンフランシスコをあとにするとき託して行った当港の市民への感謝状を第一面に小さく掲載したのである。それは次のような記事であった。

サンフランシスコ市民の皆さんへの謝辞

下名の者は、当市に到着して以来、州や市や郡の役人各位、また近づく光栄に浴することができた全ての階層の皆さんから、この上なき親切と暖かいもてなしを受けましたが、深甚なる感謝を述べさせていただきます。ご恩返し之机会が訪れれば、大きな喜びとなることを信じて疑いません。

特命大使 正二位 岩倉具視
 副 使 從三位 木戸孝允
 // 同 右 大久保利通
 // 從四位 伊藤博文
 // 同 右 山口尚芳

大使一行は同月二十二日(一・三二)サンフランシスコを発し、サクラメント、オグデン(ユタ州北部)に至ったが、ロッキー山脈は大雪のため鉄道が不通になった、といった電報に接したので、やむなくソルトレークシティに赴き、十七日間当市の「タウンゼント・ハウス」(現存しない)で過ごした。そして新年を当地で迎え、明治五年正月十四日(二・二二)ソルトレークシティを発し、シカゴ、フィラデルフィア、ボルチモアを経て同月二十一日(二・二九)ついに首都ワシントンへ到着し、直ちに「アーリングトン・ホテル」(現存しない)に投宿した。

大使一行のワシントン入りについては、各紙もこぞって報じているが、当地の日刊紙「ザ・デイリ・モーニング・クロニクル」(一八七二・三・一付)の記事は次のようなものである。

日本人

日本使節団の到着。

クック州知事による歓迎演説。岩倉大使の答辞。首相とその主だった随員のスケッチ。アジアの五名の皇女。^{プリンセス}使節団の今日の動向。

昨日、首府の歴史において最も興味を起させる事件の一つが起つた。それは日本使節團の到着といったすばらしい歴史的な出来事であつた。昨年五月、わが國の有能な公使デ・ロング氏は、皇居において帝（スティーヴン）に使節團を編成することの妥当性、ことにわが大國アメリカを最初に訪れることによつて生じる利益などについて、進言した。日本兩國は友好親善を保つてゐる。日本政府が合衆國政府から公正に扱われることから、旭日の國の人々（日本人）は、アメリカ國民の徳義と力とを心に刻み込まれた。日本人はアメリカ人ばかりか、とくに条約条項のすべてに全幅の信頼を置いてゐる。宗教もまた大いに願感せねばならぬ要素である。大部分の日本人の頭の中には、一八五二年にペリー提督を日本へ運んだ艦がキリスト教とキリスト文明の種をまいたのだといった考えがある。このすばらしい考えを助長し、培うのが今当地に着いた使節團の主要目的の一つでもある。

一行の到着

昨日の午後一時半、一行はブルマン車両、ペンシルベニア、コネストガ、アレゲイニ、ポート・ウエイン、ウエイバザイ、号などからなる特別列車で到着した。駅舎で使節團一行を出迎えるために待機してゐたのは、代理公使の森氏、書記官外山・ナワの兩氏、書記タカキ、留學生津田（精一？ 在ボストン——引用者）・コタマ（見玉澤一郎？ 刑法修学——引用者）・ハタケヤマ（畠山長平——森有礼に同行——引用者）のほか、クック知事、チップマンとマイヤーズの兩將軍、アーリントン・ハウスのシェツケルスおよびA・B・キーズ・アンド・カンパニの馬車約二〇台である。

当時のワシントンの駅舎は、現在の「ユニオン駅」の南側（議事堂寄り）にあつた。列車から降りた大使一行は婦人用の待合室に案内され、そこでアメリカ側の出迎え人と会うのだが、森弁務少使が紹介した。「ニューヨーク・タイムズ」紙（一八七二・三・一付）も一行のワシントン到着の記事を掲げ、次のように報じてゐる。

日本使節団

ワシントンにおける歓迎——^{ホテル}旅館における静かな安息日。

ワシントン、二月二十九日。——特別列車でボルチモアを立った日本使節団は、今日の午後二時すぎワシントンに到着した。駅で一行を出迎えたのは当市に在勤する代理公使の森氏と同行のクック州知事、チップマンおよびマイヤーズ両將軍である。後者の二人は、使節団が当地に滞在中、その世話役として軍管区から派遣された者である。森氏と同胞との出会いはひじょうに真心あふれるものであり、手短にあいさつをすませたのち、クック州知事が紹介された。同知事は、大使の御一行をわが首都に歓迎いたします、とあっさり述べた。そのあとクック知事は、マイヤーズ將軍を紹介し、この御仁が皆さんのお世話をすることになります、と云った。チップマン將軍も紹介された。岩倉氏もごくあっさり答え、心からの歓迎に対して感謝の言葉を述べた。それ以上儀式ばらずに、一行は待機中の馬車に乗り込み、ホテルへ向った。

大使一行が馬車を駆つて向つたのはヴァーモント街の「アーリングトン・ホテル」である。ここがワシントン滞在中のかれの旅館となつた。けれど日本人一行を同ホテルに収容するには無理があつたようで、分散して泊らぬばならなかつた。「ニューヨーク・タイムズ」紙（二八七二・三・一付）によれば、アーリングトン・ホテルで確保できたのは五十部屋である。不足分は隣接する「ジョンソン・ハウス」（ホテル）とヴァーモント街の向かい側にある「二つの建物」（ワームリイ・ハウス）をそっくり貸り切つたようだ。一行は汽車の長旅で疲れていたので、その夜ホテルでの歓迎レセプションはとくになく、皆思い思いに休息を取つたことであらう。ジョンソン・ハウスの接待室は日米両国の国旗で飾られ、部屋の中央のテーブルの上には香りのよい花籠が置かれていた。それは大統領の妻グラント夫人が岩倉大使に贈つたものである。その他の宿舎もすべて日本人を迎えるために用意万端整えられ、

一行の世話をやくアメリカ人も役所から派遣されていた。

岩倉使節団には、開拓使より留学の命を受けた五人の女子留学生（津田梅子・永井繁子・山川捨松・吉益亮子・上田梯子）が同行していたが、彼女たちはワシントン到着後ほどなく、日本公使館書記ランマン氏の住居があるジョージタウンへ連れてゆかれた。ちなみに当時ワシントンの日本公使館に勤務していた職員は、次の面々であり、森弁務少使は前年の一八七一年十二月十四日付をもって國務長官ハミルトン・フィッシュに宛てて館員の名簿（住所を含む）を送っている。すなわち――、

拝啓

閣下の要請に應じて、当公使館と関係がある館員のリストをお送り申し上げます。

正規の公使館員

従五位 森有礼 マサチューセッツ大通りと二十番街が交差する角

外山正一 公使館付書記官 インディアナ街三百十八番地

ナワミチカザ 書記官補 インディアナ街三百十六番地

タカキ サムロ 臨時雇いの公使館員 マサチューセッツ大通りと二十番街が交差する角

チャールズ・ランマン 臨時雇いの公使館員 ジョージタウンのウエスト街百二十番地

召使い

ピーター・キャロル 庭師 公使館

ウォルター・F・ハイソン 執事兼御者 公使館

アンナ・O・ブライアン コック 公使館
アンナ・レディ 女中 公使館

敬具

貴下の忠実なる下僕

代理公使 森有礼

國務長官ハミルトン・フィツシユ閣下

また森井務少使は、雪のワシントンに着いた岩倉使節團の入京を早速その日のうちに國務省に報告し、信任状の写しを同封し、かつ米國大統領の拜謁を請うている。それは次のようなものである。

在アメリカ合衆國日本公使館

ワシントン 一八七二年二月二十九日

拜啓

わが國の天皇より合衆國政府に差し向けられました使節團が、本日ワシントンに到着いたしましたことをお知らせするのを光榮に存じます。同使節團は次の面々から成っております。すなわち――、

特命全權大使 正二位 岩倉具視

副使 從三位 木戸孝允

同右 大久保利通

同右 從四位 伊藤博文

カ 同右 山口尚芳

および秘書官と随行員。また大使らの要請により、封入された信任状の写しを提出し、ご都合がつけばできるだけすみやかに大統領閣下の拜謁を賜りたい、といった大使らの要望をお伝えすることを光栄に思います。

敬具

貫下の忠実なる下僕

代理公使 森有礼

國務長官ハミルトン・フィッシュ閣下^(註)

その夜、大使一行はめいめい割り振られた旅宿の部屋で手足を伸ばし安眠をむさぼったことであろう。

ワシントンは、合衆国三十六州の首都であり、「コロンビア特別区」と呼ばれる連邦議会直轄の特別行政区である。当時の人口は約一〇九二〇〇人ほどで、その内の約四四〇〇〇人は黒人であったという。首都の一般的風俗は決してよいとはいえぬが、街の規模は大きく、整っていて立派である。けれど貿易の地ではないので、景況はどことなく物寂しい。首都の街路は、国会議事堂を中心として大通りが四本走っており、中でもペンシルベニア大通りがワシントン第一の大街路である。大使一行は当地に長逗留するうちに市の様子をおいおい識るようになってゆく。

一日、ペンシルベニア大通りで道路を修繕しているのを目撃したが、コールドールを用いてその表面を固めていた。舗装道路は、雨や雪が降ってもぬかるむこともないし、車輪の振動も軽いばかりか、歩いても足音が頭まで伝わってこない。日本人はしみじみ便利な道だと実感した。また他の街路を見れば、並木を植えてある所もある。さすが都府だけあって街中を乗合馬車や鉄道馬車が走っている。

ワシントンには、中央政府のある都市であつて商工業の市ではないから、とくに賑やかな商店街や市場は見られぬ。市全体は活気がないばかりか寂寥がみなぎっている。けれど首都の名に恥じない堂々たる立派な建物がそこかしこに見られる。——国会議事堂・ホワイトハウス・大蔵省・國務省・陸海軍省・博物館・学校・病院・造幣局などがある外、大小のホテルや劇場や公園、市民の私宅や貸家などが沢山みられた。

二十五日(三・四)、岩倉大使・木戸・大久保・伊藤・山口ら副使らはホワイト・ハウスにおいてグラント大統領の引見を受け、国書を奉呈した。謁見式の装いは、大使と副使が衣冠、書記官は直垂を着用のうえ帯剣した。日本使節らの服装について「ニューヨーク・タイムズ」紙の記者は、「かれらはすっかり宮廷服をまとつていた。それは紫色のシャツ、ひざ頭ひざかぶまである豪華な装飾の付いた立派な黒色の絹の上スカートから成るものであつた」(「ニューヨーク・タイムズ」一八七二・三・五付)と書いている。同紙によると、ホワイト・ハウスを訪れた日本使節らは計十名とある。正使岩倉、副使木戸・大久保・伊藤・山口らと、一等書記官田辺・何・福地、二等書記官渡辺らは森駐米弁務少使と共に正午をすこし回つたころホワイト・ハウスに着くと、玄関より登階した。階段の左右には護衛兵が数十名整列しており、使節を先頭に一行十名は静静と屋内を進み、「赤の間」に導かれた。この部屋で國務長官ハミルトン・フィッシュに引き合わせられ、簡単な挨拶をすまずと、やがて一行は国書奉呈式が執り行なわれる「東の間」に案内された。

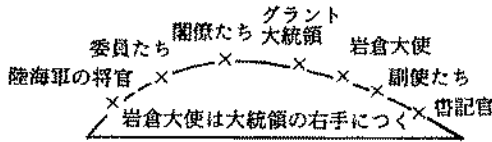
すでに大統領グラント、副大統領コウルファックス以下の諸官吏および将官(ブレイン下院議長、ダン主計総監、フォルトン軍医総監、キング技術主監、ハンスカム造船技師、バーン、イートン、ハンフリーズ、オールウオド、マイアーズ両將軍、ケイス、レイノルズ両提督、ホルト判事、デ・ロンク公使等々)らが居並んでおり、岩倉大使の手をとつて部屋に入つて来た國務長官フィッシュは、大統領に岩倉を紹介した。このときは握手などはなく、お互いお辞

儀をしたにとどまった。次いで岩倉は書記官から渡された「我 天皇陛下ノ國書ヲ進呈スルコト我等ニ於テ無限ノ光榮ナリ」といった主旨の型通りの奉書を読み上げ、朗読をおえると、それを大統領に手交した。大統領は答礼として、外交・通商關係を樹立したわが國が日本使節を迎えることは画期的なことであり、國民が富裕や幸福を享受するには諸外國との通商を活発にすることです、と云った。そのあと出席の諸官吏および將官らが紹介され、このときも双方握手を行なわず、お辞儀だけをした。

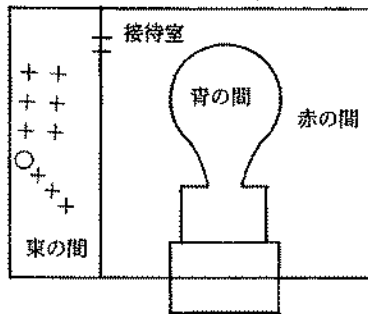
やがて岩倉大使以下は「青の間」(「東の間」のとなり)に導きられ、そこで大統領夫人および諸省の政府高官らの妻女らに引き合わせられ、通訳を介して歓談し、午後一時すぎ帰館した。同日の午後三時からアーリングトン・ホテルにおいて日本使節主催のレセプションが催された。ホテル内の談話室は、日米兩國の國旗や常緑樹や花輪や風変わりな生花で飾りつけられていた。招待客は各國公使のほか、コウルファックス副大統領、ブレイン下院議長および全閣僚、兩院の主な議員、將官らで、森井務少使らが使節にかたちの紹介を行なった。レセプションは和やかなうちに二時間ほどで終わった。午後六時からジェイムズ・ブルックス領事の私宅において、日本使節のためのレセプションが催され、これには岩倉大使と四副使、森井務少使および書記官数名が出席した。アメリカ側の招待客の中には全閣僚、ブレイン下院議長、バンクス將軍(外交委員會議長)、兩院の議員ら約百数十名の顔が見られた。使節一行は十二時ごろ帰館した。

この日の大統領謁見と國書奉呈式は無事すんだが、十数年前の新見豊前守ら幕府使節のホワイト・ハウス訪問のときと同じく、事前に謁見式についてアメリカ側と日本側は打ち合わせを行なっているのである。日本人は議式を重んじる民といえようが、日本公使館は粗相のないようにするためにあらかじめ式の次第をアメリカ側と相談し、式の進行具合および日米双方の代表者の位置まであらかじめ取り決めておいたのである。ちなみに「東の間」の略圖が國務

(略図)



ホワイト・ハウスの見取図



省文書(2)の中に見られるが、それは次のようなものである。(原文は英文、邦訳したものを掲げる)

越えて二十七日(三・六)、大使一行は国会議事堂へ赴き、上下両院議員らの歓迎の辞に答え、二月三日(三・一一)には國務省において第一回目の会談をハミルトン・フィッシュ國務大臣ともつたが、早くも日本使節に交渉手続上の重大なあやまりがあることを米國側から指摘され、同月十二日(三・二〇)大久保・伊藤兩副使を急きよ帰國させ、条約改正交渉の全權委任状を取りに遑ることに決した。兩人が東京に着いたのは三月二十四日(五・一)、再びアメリカに向けて横浜を出帆したのは五月十七日(六・二二)、東京の留守政府は岩倉一行が本来の遣使目的を超えて、条約改正交渉を続けることに強硬に反対した。他方ワシントンの岩倉全權らは、

大久保・伊藤の留守中にも交渉を継続するかたわら、首都の諸処方々を視察調査し、やがて北米巡遊の旅に出発し、ニューヨーク、ウエスト・ポイント、ボストンに至りナイアガラ瀑布などを見学したのちワシントンに再び戻った。六月十七日（七・二二）、第十一回目の会談が開かれたが、条約改正交渉は合意点に達しないまま打ち切ることになり、十九日（七・二三）岩倉大使はホワイト・ハウスにグラント大統領を訪れ決別の辞を告げた。二十二日（七・二七）使節團はワシントンを引き払い、フィラデルフィア、ニューヨーク、プロヴィデンスを経てボストンに出、七月三日（八・六）イギリスのキューナード会社の郵船オリンパス号で次の訪問地イギリスへ向った。大使一行のアメリカ滞在は約半年に及んだ。

三 条約改正交渉の経過

明治五年二月三日（一八七二・三・一一）この日、条約改正に関する第一回目の日米会談が十二時より國務省（註）において行なわれた。出席者は、日本側から岩倉大使・副使四名・森井務少使・塩田一等書記官・ブルックス（サンフランシスコ日本名誉領事）とアメリカ側からは國務長官フィッシュ・國務次官チャールズ・ヘイル、ネイサン・E・ライス（在日アメリカ公使館通訳）らであった。会談の席上、岩倉は日本の過去および現在の国内事情や形勢に關したものを書面にし、それを伴つて来たブルックス領事に代読させ、談判の端を開き、次いで本題に入った。岩倉は、現今の条約（一八五八〔安政五〕年に締結された五カ国との修好通商条約）では、一八七二年七月一日（明治五・五・二六）以後条約を改正できることになっているので、わが政府はこのたび使節團を派遣し、条約について十分に相談させることになったが、期限前に使命を全うすることはおぼつかないので、任務を果たすまで期限を延長して欲しい

といい、アメリカ側の翻意をうながした。そしてわれわれ（使節）には、新条約の草案に調印する権限が与えられている、と述べると、フィッシュ國務長官は「貴国皇帝ヨリノ書翰（国書）中ニハ其權ヲ与ルコトナシ」といい、条約について協議できても調印はできないのではないかと反駁した。フィッシュの主張は、条約原案は他日の条約正文の基礎となるものであるから、決してこれを等閑視できぬ、というものであった。

まったく思いがけないフィッシュの発言に日本使節らは面喰つたようで、ここで一寸話がややこしくなつたのである。岩倉大使に賦与された国書・勅旨・別勅旨には「我國ノ事情ヲ貴國政府ニ詢リ其考案ヲ得テ以テ現今将来施設スヘキ方略ヲ商量（おこなう方策を相談）セシメ使臣帰國ノ上条約改正ノ議ニ及ヒ朕方期望予罔スル所ヲ達セント欲ス」や「条約改正ニヨリ目的ノ件々實際履行スヘキ順序ノ別勅旨ヲ奉シ便宜（都合のよいおり）従事スヘシ」といつた条があり、それから考察すると、使節に与えられた交渉権の範囲は、条約改正についての日本側の考えを相手国に伝え、使節らが帰國後正式に会談する際の手段とすることに限られ、条約改正を協議して新条約調印に漕ぎ着くことを目的としていなかったのである。ところが、日本使節は海外事情や国際法に暗かつたので、勢い開明進歩派と目されてゐる伊藤博文・森有札らに乗ぜられ、また渡米後「東洋の珍客」ということで各市で大歓迎を受けたり、新聞でもてはやされるうちに「皆大いに得意になり、外交の事ヲ為し易しと自信」を持つに至り、勅旨に反するような行動に出たものらしい。そのため結果的には天皇の意思に反する輕挙を敢えてなし、悔恨の念に責められることになるのである。「今此挙動反顧イタシ候ニ、余等伊藤或ハ森弁務使等ノ粗外国事情ニ通ゼシニ托シ匆卒其言ニ随ヒ天皇陛下之勅旨ヲ再三熟慮謹案セザルヲ悔ユ。実ニ余等ノ一罪也」（「木戸孝九日記」）

先のフィッシュの条約原案に関する権限を有するや否やの問いに「一同ぎやふんと参り、其場に於て此方十人が國務卿の前にて、彼の日本語を解せざるを幸ひと色々相談した」ということである。岩倉らがとまどいを感じながら、

会談中何度となく、額を集めて相談していた様子を如実に物語るものはアメリカ側史料（『日米条約会談の議事録および草稿』⁽²⁾ *Minutes of Treaty Conferences between United States and Japanese Representatives, and Treaty Drafts, March 11-July 22, 1872*) の第一回目の会談議事録中七回も見られる「使節たちは相談し合う」(*The Ambassadors interchange opinions among themselves*) の一文である。この日の会談の眼目は、新条約の議定・調印権が使節に付与されているかどうかといったことであり、それについて質疑応答がなされた外、日本側から関税自主権・領事裁判権の廃止・戦時局外中立規定・通貨に関する条約規定の改正・外国軍隊の上陸禁止・逃亡犯人相互引渡条項の規定などの項目についての概略説明が行なわれたにすぎず、日本側の希望討議事項に対するアメリカ側の回答は無く、明後日第二回目の会談を開くことにしてこの日の会談を終えた。

「日米条约会談の議事録および草稿」にある第一回目の会談の全文を和訳すると次のようになる。

岩倉 会談の一般的趣旨について論ずる前に、条約調印の時点より日本帝国内において起つた変革について概略を述べておいた方がよろしいかと思われます。説明は少々長くなるので、書面にいたしました。ブルックス氏が読み上げることでしょう。

(ブルックス氏その書面を読み上げる)

國務長官 書面の朗読にひじょうに興味を覚えました。その趣旨を大統領に報告することに大きな満足を覚えます。その書面の写しを私にもいただけますか。

岩倉 はい。

國務長官 その書面を早い時期に大統領に提出するつもりです。きつと大統領も私同様に大きな満足を覚えることでしよう。使節はきつとわが立憲政体の特質について御承知のはずです。大統領が調印したすべての条約は、上院に提出せねばならず、上院議員の三分の二が同意しなければ、いかなる条約といえども効力を持ちません。

岩倉 承知いたしております。

岩倉 現今の取り決めによれば、七月（一八七二年——引用者）が条約改正の時期となっております。日本政府がわが使節団を派遣したのはそのためでもありますが、もつと時が必要と思われまますので、私共としてはその期限を延ばしていただけるとありがたい。この点について貴國公使にも伝えてありますが、まだ回答を得ておりません。私共は閣下のご意見を伺うことができればうれしく思います。

國務長官 日米兩國は互いに相手國に対して七月一日に条約の期限が切れることを通達することになっております。私たちは条約改正に先立つて今より七月一日の間に討議に入ることを期待しておりました。今回の使節には条約の交渉権が与えられていないと見てよろしいか。

岩倉 わが使節団はすべての点について論議を尽し、改正を必要とする条約中の各テーマについて討議に入ることができ、権限を有しております。私共はいつでもそのことについて討議する用意ができています。開陳され得る所の意見は、日本において批准されるべき条約の基礎となし、天皇陛下によつて是認されるものです。

國務長官 使節には討議のみを行なう権限を有されておられるのか。それとも条約に調印する権限も付与されておられるのか。朗読された書面は、条約原案についてもふれておりますが、使節はそれに署名する権限がおありか。

（使節たちは相談し合う）

岩倉 はい。わが使節団は談判の結果を示す条約原案に署名する権限を有しております。

國務長官 皇帝の親書にはその権限のことについてふれられていません。ただ討議する権限のみについて述べております。しかしながら、使節には条約原案に調印できる権限がおありとのことですが。

岩倉 はい。使節団にはその権限があります。

（國務長官は、皇帝の親書に言及し、それが討議できる権限のみについてふれていることを指摘する）

(使節たちは相談し合う)

岩倉 わが使節團は、國務長官との会見記録に署名する権限を有しております、
國務長官 それはどれほどの拘束力をもつもののですか。

(使節たちは相談し合う)

岩倉 談判の結果は、ある程度日本政府に対して義務を負わせるものであり、条約改正のときに、その基礎となるものです。
國務長官 条約の改正はいつになりますか。使節に申し上げますが、上院議員の三分の一の任期は二年ごとに切れるので、
上院の意見に変化が見られるかも知れません。

(使節たちは相談し合う)

岩倉 わが使節團は改正をいつ行なうかについて厳密に申し上げることはできません。というのは、私共はヨーロッパへ赴き、この問題について列強と話し合うつもりだからです。今年の末までに日本へ戻り、直ちに条約改正に取り掛りたいと思っております。

國務長官 条約原案に署名したとなると、それ自体条約を改正したことになります、またその条約を履行し、條款を包含する正式の条約に優先することになります。

(使節たちは相談し合う)

岩倉 私共が望むことは、条約改正において検討せねばならぬ点について討議することにあります。もしこれらの議事が日本政府の承認を得られれば、私共は署名するつもりです。

國務長官 日本政府の承認を得られたとしても、わが方でも議事進行は合衆国の大統領ならびに上院議員の承認を得ることになっており、その了承が付き次第調印できます。しかし、日本政府が同意もしくは不同意を表明する時限や終局の改正はい

つ行なうつもりなのか、その時限を知りたく思います。

(使節たちは相談し合う)

(岩倉はいつ上院議員の三分の一の任期が切れるのか尋ねる)

國務長官 来年の三月三日です。

(使節たちは相談し合う)

國務長官 私たちの会談の結果が、一方では日本皇帝、他方では合衆国大統領および上院議員の裁可と承認を得られるまでは、貴国ならびに合衆国を拘束するものでないことを了解事項と見なされましょう。この了解のもとに、私たちは協定に達することができると、本日の話し合いを記録しておく用意があります。

岩倉 もしできることなら、私共は改正の期限を一八七三年七月一日まで延期したいと思っております。

國務長官 そういうことになると、上院議員の三分の一の今の任期が切れたあとになります。

國務長官 三点ほどお尋ねしたい。まず第一に、日本が他の列強すべてと結んだ条約は、同時に改正なさるおつもりか。

岩倉 はい。

國務長官 第二に、使節団の権限は、わが国への親書にもあるように他の列強に対しても同じ内容のものなのか。つまり、調印の権ではなく、討議の権限を付与されていること。

岩倉 はい。

國務長官 第三に、合衆国ならびに他の列強と結ぶことになる条約は同じものになるのか。そのため貿易その他の条項はいずれ条約においても同じものとなるかということです。

岩倉 はい。外国と取り結ぶ条約は全く同じものです。

國務長官 つまり、一箇へあたえる特権は、他のどの国へもあたえるおつもりか。

岩倉 はい。

國務長官 条約改正の延期に賛同するといった通告を、他の国々からも受けられましたか。

岩倉 改正延期について他の列強にも通達いたしました。まだ何の回答も得ておりません。

國務長官 条約改正延期の懇請に対する私たちの回答は、多少条件を伴うものとなります。もとより私たちとしても日本皇帝および使節の皆さんの要望にそいたいのです。もし他の国々が延期に同意すれば、改正を一カ年延期してもかまいません。その間現行の条約を取り行なえばよいのです。もし新条約によって他の国々に利益を与えることになれば、私たちとしては現行の条約のどんな権利をもそこなわず、その利益を求めむつもりであります。

(岩倉はこの回答に満足の意を表す)

國務長官 この条件で、条約改正に着手するとなると、条約のいかなる部分を改めたいのか、またいかなる新しい条項を加えたいとお思いなのか。

岩倉 詳細にわたって改めたい条項は数多あります。私共は今より重要なものだけを述べるにとどめます。

(國務長官は希望する主なる改正点についての一般的な考えだけを聴きたいと述べる)

(岩倉は、使節団が検討してもらいたいと考えている七項目を指摘する)

- 一、日本政府は自由裁量により関税を定めることとする
- 二、戦時における局外中立を規定する一条を条約の中に入れる
- 三、日本が合衆国ならびにヨーロッパ諸国の最上の法典に基いて国法を制定したときには、領事裁判所ならびに裁判権を規定する条項を改める
- 四、通貨に関する規定を改める
- 五、逃亡犯罪人引き渡しを条約の中に加える
- 六、外國軍隊の日本上陸を禁じる
- 七、日米兩國がゆゆしい事態に立ち至ったとき、武力行使もしくは戦争に訴える前に常に平和的解決に努めるといった条項をもうける

(岩倉によると、使節団が伝える用意がある重要項目がいくつもあり、詳細は後日提出することである)

(以上の点に関して種々説明やら話し合いがあり、國務長官は一致点や局外中立の定義についてふれ、これはむずかしい問題であるが、合衆国とイギリスとの間で先ごろ結んだ条約の場合のように、一般的原則をたてることができ得るかも知れぬと述べた。またかれは六番目の項目——外国軍隊の日本上陸について述べ、現行の条約の中にはこの点に関する条項は見当らず、いついかなる場合にもわが国は軍隊を日本に上陸させたことはないと言った。それに対して岩倉はうなずいた)。

國務長官 これらの問題はすべてを包含するものではありません。私たちは貿易の章程、人民の保護、その他の事柄についても願うことがあるかも知れません。使節はいかなる順序でこれらの問題点を検討したいとお考えか。

岩倉 お互いにとつて都合のよい問題から話し合えばよいのです。閣下は条約改正において検討したい問題点をいつ提示されるおつもりか。

國務長官 この次の会談のときに提出したく思います。

(國務長官の話はつづく。使節には条約を取り結ぶ権限がないので難事である。条約改正を一か年間延ばすと最終選挙の期に及ぶことになる。大統領、國務長官も入れ代わり、上院議員の三分の一の議席にも変化が見られるかも知れない。来年の三月三日以前に条約を結ばなければ、不調に終わる。しかし、お互い討議を尽し、合意点を探ることはよいことである。合意点は書面にするが、正式な署名を必要としたり、拘束力を持つものではない。意見が異なることもあるので、このことをはっきり申し上げておいた方がよろしいかと思われる)。

(岩倉は同意する。かれは条約改正延期に関する確答を近日中に提出するにつけ加えた。さらに来年三月までに条約を結びたく、それが実現するよう手はずを整えるつもりである、と云った)。

(國務長官は、本会談において他に何か話しておきたいことがあつか、と尋ねると、岩倉はありません、と答えた。そのあと次の会談は、三月十三日水曜日正午に國務省において行なうことで合意をみた)。

木戸日記によると、使節らはホテルに帰ってから「国書的一条」(条約調印権)について議した、ということである。が、相談の結果、使節中より一、二名がひとまず帰国し、条約調印の全権委任状を受け取ったのち再びアメリカへ戻ることに決したのである。

翌四日(三・一二)、森井務少使はフィッシュを訪ね、委任状を取り寄せるため使節の中から一、二名のものが帰国することを伝えた。フィッシュは日記に「三月十二日、今朝来訪した森氏(日本の代理公使)によると、使節らは条約調印権を得ずしてアメリカへやって来たことはまちがいであった、と思つてゐる」と記している。

五日(三・一三)、第二回会談が國務省で行なわれ、日本側から岩倉大使・木戸・伊藤の両副使のほか、森井務少使・塩田書記官・ブルックス領事らが出席したが、大久保・山口副使は欠席した。アメリカ側は前回同様のメンバーであった。岩倉は開口一番信任状(国書)に見られる権限は広汎なものであるといい、ともかく副使を帰朝させ全権委任状を請わせしめる旨を述べ、副使が戻るまで会談を継続したいと伝えた。次いでフィッシュより、条約改正のとき実施して欲しい十二項目についての開陳があつた。この内、日本側が希望している関税自主権についてのアメリカ側の回答は無かつたが、領事裁判権については法が整備され、得心のゆく裁判所ができた暁に撤廃する考えであると述べていることに注目される。

岩倉 前回の会談において國務長官は、私共が持参いたしました信任状に関して所見をお述べになりました。全権委任の文面がない、といったお話でした。あれから森氏からも閣下にお話があつたと思ひますが、今改めて繰り返しますと、私共はもし必要ならば副使のうちの何人かを日本へ帰し、わが政府の正式な全権委任状を手に入れさせるつもりです。使節らが個人的に受けました訓令は、信任状に見られる言葉以上に広義のものなのです。私共は全権委任状を受け取るまで会談を続行できるものと考えております。時が来たれば、必ずやそれを手にすることができます。

國務長官 そのことについては何ららむずかしさはないと考えます。全権委任状が提出されるまで、日米双方のいずれも……

(判読不能) ただ会談をもち、協定に至るものではありません。

(國務長官の話はつづく)。

この前の会談において、使節より条約改正に際して討議に付したい点について指示がありました。それについては何の意見も開陳されていないので、私は条約改正のときに改めた方がよいと思われる点を提示することに致します(以下数行判読不能)。

一、現在未開の港となっている所に外國船が交易を行なうために入港することを許すこと。

入港は入港料を支払い、免許証を交付されたのち許される(現行の入港料は一回の航海ごとに払っている)。

定期的もしくはひんばんに往復する船舶の場合は、通年の免許状を差し許すこと。

二、灯台および港税。

正当な料金を設け、どの船舶もトン数に応じて入港税を支払うものとする。日本政府は灯台の整備に努めること。港税は日本政府ならびに各國代表が一纏に定める。

三、条約規程のこと。とくに長崎における遊歩規程を拡大すること。

四、内地を旅行し日本人と貿易を行なう権利。

この権利は守られねばならない。各國領事は通行証を発行し、それに大臣の査証をもらう。

五、外國人は貿易ができる全ての町とそこから一定の距離内において、条約規程のわく内で不動産を人に貸したり、所有したり、占有できるものとする。

外國人は政府ならびに日本人より不動産を入手し、それを外國人もしくは日本人へ譲渡できうるものとする。

六、日本人はどんな職種であれ外國人に雇われ、また条約規程のわく内および開市の地において外國人を雇い入れることを自由とする。

七、日本人と外國人との間の商取引において、直接もしくは間接の制限を設けず、また免許状により格別の許可を与えざること。

開港場に持ち込まれたる物品には、いかなる関税もかけざること。

この条の趣意は、規則正しい、均一の税制に口出しするものではなく（税制はいずれ設けられ、一定期間帝国内の同一の全ての物品から広く税を取り立てることであろうが）、開港場の近くで貿易品に対して地方税もしくは特別税がかけられることを防ぐためである。

八、いかなる国から輸入するにせよ、またいかなる国に輸出するにせよ、輸出入税は均一であること。

密輸は一切阻止されねばならぬ。

八、地方（居留地）規則

ある制度を設ける場合には、外国代表が単独で行なうか、あるいは日本官庁と合同で行なうものとし、居留地のために外国人居住者より徴収される均一の税は、警察制度の維持税の取り立てが行なわれる町や開港場の衛生監理などのために使われる。

九、言論・出版・信教の自由を認め、宗教上の意見、礼拝に対して寛大であること。

信仰故に迫害せざること。宗教上の象徴あるいは儀式に対してどんな侮辱をも加えざること。もし個人がそうした侮辱を加えたときには、処罰を受けるものとする。

十、他国の政府および人民に与えた特権もしくは貿易上の利益は、合衆国とその人民にも同等に与えられること。

國務長官 これらは考慮すべきものとしていま心に浮んだ主なる問題点です。もちろん討論を続けるうちに、日米双方の側よりその他の問題点も現れることでしょう。日本と清国との間の条約に関して一つ質問したいことがあります。その条約は批准されたのでしょうか。

（岩倉は、その条約には調印したが、まだ批准を交わしていない、と答える）

（國務長官は、使節がこの前の会談の際に差し出した問題点についてさらに説明を続けたいかどうか尋ねる）

岩倉 外国領事の裁判権を廃することに関していえば、使節としては今直ちにそれを望むことを望んでいないことを理解していただきたい。けれど、欧米の最もすぐれた法を基礎としてわが国にも法典が制定されたときには、領事裁判権が廃されることを条約の中に入れて欲しく思います。かかる法典が定められた暁には、一切の事件を地方裁判所において審理いたします。

國務長官 満足を覚えることができるのは裁判所が設けられたときであります。

岩倉 その通りです。

國務長官 裁判所の設立に関しては何らむずかしいことはないでしょう。合衆国政府としては、満足できる地方裁判所ができて次第領事裁判権を快く撤廃するつもりです。問題のむずかしさは、いつ満足できる裁判所ができるかということです。

岩倉 局外中立に関する提案について閣下のご意見をお聴かせ下さい。

國務長官 貴国政府はその点について何がお望みなのか、私にはよくわかりません。

岩倉 諸外国間に戦争が起つた場合、日本政府にはわが国民をして局外中立の義務を破らせないだけの十分な手段手段がありますが、日本に在留する外国人が公然と中立を犯すような行動に出た場合、わが国政府としてはそのような行動に責任を負いたくはないのです。

國務長官 いずれの国の政府も、そのような場合、保護領において自国民の行動に対して責任を負っております。しかし、この件に関して条項の形で条約の中に書き入れておいた方がよろしいように思われます。そうするのがお望みでしょうか。

岩倉 そのようにいたします。

(副使の大蔵卿(大久保——引用者)は通貨に関して使節団の希望を伝える。かれは日本鑄貨とメキシコドルは等価とみなすよう提案する)

國務長官 その点については私たちも同意できます。

(逃亡犯罪人の相互引き渡しに関して、國務長官は異議なしと述べ、合衆国はこの件では諸外国と条約を結んでおり、ただ大犯罪に連がるような犯罪は、社会から取り除くことが肝要と思われ、との発言があつた)

(外国軍隊の日本上陸に関して、使節より次のような説明があつた。以前わが国において外国人は多かれ少なかれ危険にさらされていたが、日本政府はかれらを十分にその危険から守つてやることができなかつた。そのためある國は軍隊を上陸させた。私共は友邦間でそのようなことが許されてよいとは思わない。従つて条約の中にわが国政府の許可なくいかなる軍隊も上陸させぬ、といった一条を加えたい。なるほど貴國はいちども軍隊を上陸させなかつたが、どの条約も同じものとするのが望ましいので、貴國と結ぶ条約においては、この趣旨の一条を添えることが望ましい)。

國務長官 彼の列強がそのような条項を受け入れることに、わが合衆国は何ら異議はありません。が、わが国は貴国に軍隊を上陸させようとしたことは一度もないので、条約にそのような一項を入れることを怪しむものです。

(前回の会談のときに提案があつた第七の問題点——日米両国がゆゆしい事態に立ち至つたとき、武力行使もしくは戦争に訴える前に常に平和的解決に努めるといつた条項に関して、國務長官は、そうするのが文明世界の掟であると述べ、条約にその一条を加えることによつて得たい目的は何なのかと尋ねた)

(それに対して岩倉は、この問題は全条約の一般的改正に関して持ち出されたものであり、とくに合衆国だけに当てはまるものではない、と答えた)

國務長官 条約にそのことを入れるのはよいこととは思いませんが、他の国々にも進んでそれに同意するようであるなら、合衆国としては異議はありません。

(岩倉は、使節団としてもその点について再考してみます、と云つた)

(國務長官より次のような発言があつた。本日私が提示いたしました問題点を次の会談のときに(……判読不能)……するために、とくとお考えいただきたい)

岩倉 私共は喜んでそうするつもりです。副使の何人かが帰国するところであり、ご都合がつき次第、できるだけすみやかに次の会談の機会をもち、副使の出発の前になるべく多くの問題点を検討いたしたく思います。

國務長官 副使の皆さんはいつワシントンを立てられる予定ですか。

岩倉 今月の二十日ごろです。

(次の会談は三月十六日土曜日に行なうことで合意をみた)

チャールズ・ヘイル

八日(三・一六)、岩倉大使をはじめ木戸・大久保・伊藤ら三副使は、フィッシュと第三回会談を行なつた。前回

欠席した大久保はこの日出席したが、山口は今回も欠席した。まず日本側は、前回アメリカ側より提示があった十カ条について回答し、それを英訳したものをブルックスが読み上げ、そのあとそれについての質疑応答があった。続いて第四回会談が十日（三・一八）に行なわれたが、岩倉は「軽い病氣」を理由に欠席し、代わって前回欠席した山口が出席した。アメリカ側の出席者はこれまでと同じであるが、今回日本側の了承を得て、デ・ロング駐日公使が出席した。この日、岩倉に代わって発言した者については明らかでないが、おそらく木戸あたりであろう。劈頭第一に日本使節より、大久保と伊藤が帰國の途につくので、これまで日米双方が合意した点についての正確な情報をかれらに持ち帰らせない、といった発言があった。それに対してフィッシュは、「今までのところ、まだほとんど合意点に達しておりません」と返答した。この第四回会談で注目されるのは、日本側の記録（『大日本外交文書』第五卷七〇文書）に關港すべき港として次の四港（小樽・石ノ巻・鹿児島・敦賀）を挙げられているのに、アメリカ側の会談記録にはそれが見当らぬことである。

伊藤ヨリ左ノ港ヲ申述ス木戸其他之ヲ可トス

オタライ 蝦夷

イシーマキ 仙台

鹿児島 薩摩

ツルガ 越前

なお、同文書の「註」によれば、鹿児島はデ・ロングの説であり、同人は「紀の和歌山、土ノ高知等」の名も挙げ

たとある。アメリカ側の会談記録では、フィッシュより「いかなる港をいつ開港するのか」の問いに対して、日本側は外国側と相談して決めると述べ、開港場を増やす意志があることだけを表明したにとどまっている。

第四回会談の終了後、大久保と伊藤は小松斉治（二等書記官）を伴ないワシントン⁽¹⁵⁾を立ち帰国の途に上るのだが、そのときこれまでの会談経過からみて重要点と思われるものを岩倉大使に提言している。

一、第二回会談におけるアメリカ側の希望項目——未開港への外国船の入港——これを認める代りに、敦賀・石ノ巻・小樽の三港を開くこと。

二、灯台税（灯台建設・維持の課税）・港規則を定めるのは、日本政府の特権とし、外国の干渉を排すること。

三、地方（居留地）規則の制定は、日本政府の特権とすること。

四、わが國に司法制度が整ったときは、外国人にも日本の法律に従わせること。

五、関税および諸税法は日本政府の自由裁量とすること。

六、現在のところ地価が安いので、富裕の外国商人が広大な土地を買い占めるかも知れないので、不動産所有を制限する法を定めることが緊要である。

日本側の主眼である関税自主権と領事裁判権については、これまでの会談の感触からまだ一るの望みがあったので、その回復は今後の交渉のいかんによる所が大であった。

第五回会談は十九日（三・二七）、岩倉大使・木戸・山口副使・ブルックス・塩田・田辺出席の下に行なわれ、アメリカ側からはフィッシュ、ヘイル、デ・ロンク、ライスらが出席した。この日の会談は主に開港問題について意見が交換され、岩倉より「条約の批准後一年以内に二港を開き、貿易上必要があればできるだけ早く他の三港も開くことに同意する」との発言がなされた。また港規則・地方（居留地）規則についても話し合われ、その制定は、日本

政府の特権とする、と主張したところ、アメリカ側は「外国代表と日本政府との合同協議によらねばならぬ」といい、依然日本政府の自主決定権を認めぬといった風であった。また日本政府が外国人に対して十里以内であれば、どこに住もうと勝手たるべし、といった許可（権利）を与えてくれるのなら、港規則および地方（居留地）規則の制定は日本側の自主にまかせてもよい、と回答している。会談のおわりに臨んでフィッシュより「次の会談には条約草案を提出されてはどうか」の提案があった。

第六回会談は二十二日（三・三〇）に開かれる予定であったが、「主席大使（岩倉）が依然軽い病気のため行なわれなかつた⁽¹⁶⁾」ということである。

三月八日（四・一五）に第六回目の会談が行なわれ、このとき前回アメリカ側より提案があつた日本側の条約草案「日本帝國とアメリカ合衆國との条約原案」(*Protocol of a Treaty between the Empire of Japan and The United States of America-1872*)の朗読と一応の説明がなされ、翌九日（四・一六）アメリカ側にそれが手渡された。日本側はこの案文に対してアメリカ側の修正意見を答れて多少訂正を行ない、十五日（四・二二）の第七回目の会談においてフィッシュに本条だけを正式に提出した。この条約原案は、本条十五條、附録草案七條から成る。その内容は「大日本外交文書」（第五卷七六文書）に見られる「日本側ヨリ提出セル大日本合衆國新条約并附録草案」とほぼ同じであるので、その細かい検討に入ることは控える。附録草案は森井務少使より翌十六日（四・二三）フィッシュに手交された。フィッシュは更に本条と付録草案を十九日（四・二六）デ・ロングに送り、その意見を求めた。デ・ロングは六月八日（五・三）付でフィッシュに回答している。

その後しばらく会談は行なわれなかつたが、五月三日（六・八）第八回目の会見が行なわれ、フィッシュよりアメリカ側の条約草案（本条二十四條、附録草案五條）が岩倉大使へ提出された。日本側はアメリカ案をたたき台とし修

正案を作り、六月五日(七・一〇)第九回目の会談に臨んだ。この会談は國務省で行なわれず、ウエスト・ポイントの対岸ガリソンにあるフィッシュの別荘で行なわれたものであるが、日本側の記録「特命全權大使合衆國國務尚書第九回談判筆記」(『文書』第五卷九〇文書)にその全文があつても、私的な話し合いの性質が強かつたせいか、「日米条約会談の議事録および草稿」には原文(英文)は見当らない。しかし、フィッシュの日記に「日本大使の岩倉氏は、塩田氏(通訳)、福地(書記官)を伴つてやつて来た」といつた記事が見られる。この日の私的会談は午後一時より二時半まで行なわれたものらしく、岩倉は条約改正の相談のため、本国政府の訓令により欧州の一地において各國代表が一堂に会し、合同會議を開き、その場で調印したいといった主旨の發言をし、貴國政府からも「全權委員を出して欲しい」と要請したが、フィッシュは「わが政府の決議はこれは許容せず」といい、剩^まえ「日本と条約を結ぶのに、全權のものが関係のないヨーロッパの一地に出かけるのは、甚だ不都合」と突っぱねた。岩倉大使はそれにもめげず「副使のうち一名をアメリカへ残し、ヨーロッパよりその者へ全權委任状を送り、調印させることにしてはどうか」と再考を促したが、これもフィッシュの容れるところとはならなかつた。次いで話題は、先日日本側へ手交した条約草案へと移り、フィッシュより披見の上、ご満足いただけたかと尋ねられた岩倉は、貴案を基に削除増補した箇所があります、と答えている。やがて岩倉は「大日本合衆國新定条約並附録草案」なるものをフィッシュに手渡し、この日の会見をおえた。

第十回目の会談は、同月十五日(七・二〇)國務省において行なわれ、岩倉大使は再度前言を繰り返したが、フィッシュは断然ご同意はいたしかねる、といい、日本側の要求を拒絶した。次いでフィッシュより「もし使節が条約に調印しないのであれば、何ら会談に進展はなし」と、談判決裂を暗示するような不吉な發言があつたが、改正協議はなく、結局この日は次回の会談を大久保・伊藤兩副使のワシントン帰着まで延ばすことで合意をみただけで会談を終

えた。

全権委任状の下付を請うために帰国した大久保・伊藤らは、廟堂内のがん強な抵抗を受けながらも自説を曲げず、ようやく欧州合同協議を前提として全権委任状を手にすることができたが、改正交渉は各国別に行なわず、ヨーロッパのいずれかの場所に各国全権が集まり、そこで行ない、調印するといった条件付であった。第十一回目の会談は二日後の十七日（七・二二）國務省で行なわれ、日本側から岩倉大使以下、木戸・山口副使・塩田・田辺・ブルックスらが、アメリカ側からはフィッシュ・ヘイル・ライスらが出席した。大久保・伊藤らが全権委員状を携行してワシントンに戻つて来たのは、この日の朝のことであつた。この日の会談は結果的には決裂し、文字通り不調におわるのだが、残念ながら「日米条約会談の議事録および草稿」には会談記事（英文）が見られない。けれど日本側の記録「日米間条約改正談判ノ貫徹シ難キ事情ニ関スル件」（『文書』五卷九二文書）は残されているので、当日の会談の様子はある程度わかるのである。会見はきわめて短時間のうちに終つたことが短い記事からも想像がつく。会談の冒頭フィッシュは、両副使が無事到着されたかどうか尋ね、それに対して岩倉大使は、今朝ワシントンへ帰着しましたと告げた。けれど両人は夏の最中の長旅で疲れているので、今日は会談に臨めないのですよとよくよくの伝言があつたことを伝えた。次いで岩倉は、フィッシュより両副使が全権委任状を持参したかどうかについて尋ねられたので、持参いたしました、と答え、これでわが政府の考えの委細も判かりました、と述べた。するとフィッシュは、それならワシントンにおいて新条約に調印できますか、とたまたまかかれて問うと、岩倉大使はヨーロッパの一地において各国合同会議を開き、条約に調印する日本政府の方針を改めて披露し、貴国からもぜひとも全権委員を派遣して欲しい、といった従来の主張を繰り返した。それに対してフィッシュは「大統領が不在なので即答はできませんが、ご口上の趣を伝えるつもりです。しかし、前回の会談の折に申し上げた以外の回答を持ち合わせません。ですから条約の件でこれ以上の

話し合ひは無益と思ひます」と答え、依然として岩倉提案を容れなかつた。フィッシュは日本側のこれまでの方針に急転があることを期待してはいなかつたにせよ、岩倉が固執する各國合同會議を経ての條約調印に甚だ失望を禁じ得なかつたようだ。岩倉大使は「今日までたびたび會談の機会をもちながら、このような申し出（各國合同會議を開く件）をし、ご不快を与へたことを申し訳なく思ひます」とわびると、フィッシュは「私も残念に思ひます。わが政府はなるべくお國のためになるような條約を結びたく、會談を行ないましたが、ことごとく水泡に帰しました」と答え、他日の交渉を期して會談を終へた。

かくして日米交渉は、とくに日本側からはつきりその中止を申し出た訳でもなきそうだが、日本側提案の拒否や、何となくその場の雰囲気から物別れになり、この日の會談をもつてすべて終了した。二月三日（三・一一）に第一回の會談を始めてから、回を重ねること十一回目にして日米の條約改正交渉は不調に終わつたわけだが、その間に約四カ月の歳月が経つていた。條約談判が中止に至つた当日（七・二二）のフィッシュ日記の記述は次のようなものである。

「約束どおり日本使節らがやつて来た（註||このように読める——引用者）。岩倉氏の話だと、副使の伊藤・大久保らが本國政府の訓令を携行して帰着したという。政府の命によれば、條約の……（判読不能）はヨーロッパの一地を除いて駄目であるという。だからかれらは……（判読不能）。もし私たちが行つてゐる改正交渉が……（判読不能）。使節は受け取つた訓令により、そうすることができぬことを残念に思つてゐる。條約原案の件でしくじり、御破算になつたのは残念だ」

およそ日記は人間の心底を打ち明けるものであるから、文面から考え、フィッシュもまた會談の満足な妥結と調印と望んでゐたのではなからうか。

その後大使一行はアメリカをあとにイギリスへ向うのだが、談判決裂に至った当時の日本使節たちの心には深く恥じ入るものがあつたようだ。当会談に出席した者から聞いた話として、尾崎三良（一八四二〜一九一八、のち貴族院議員、宮中顧問官）は、後年その自叙伝において「其時彼（フィッシュユール）引用者）曰く、条約改正談判のことは元々貴公方より御望とありし故、之に應じたるまでなれば、貴公方にて之を中止なされたいと云ふことならば何の仔細もなきことなり。是は貴方の御都合次第なりとしてじると五人の顔を見ながら、大方そんなことだらうと推察し居たりとて微笑を漏らしたるときは、皆忸怩として流汗背に溢れ仰ぎ見る能はず、穴へも遁入り度心持してそこそこに握手して別れたりと後にて一行中の人に聞きたり」と記している。

対米交渉が中止に至つたには、各方面からの諫止もあつたこととは否めない。東京駐節のイギリス代理公使フランシス・オットイウェル・アダムズ（生没年不詳）とドイツ公使マルクス・アオグスト・スツイピオ・フォン・プラント（一八三五〜一九二〇）らは共に米國經由で帰國の途につき、また本國政府より御用状などを預かり、大久保、伊藤よりも一足早く東行する二等書記官小松濟治も兩人と同じ船に乗りアメリカへ向かい、五月二十一日（六・二六）ワシントンに到着した。イギリスとロシア兩國の外交官がわざわざワシントンに立寄つたのは、時間の浪費にもなりかねない対米条約交渉を止めさせることであつた。アダムズは次のようなことを云つた。——使節団のアメリカ滞在が伸びると、歓迎準備をしている欧州諸國に対して礼を欠くばかりか、ヴィクトリア女王は合衆國とランドへ移られるので、ロンドンにはさびれた状態になる。もし各國合同會議の提案が拒否されると、使節は合衆國と単独で条約を結ぶであろうから、各國は合衆國の指導に従うとも考えられる。フォン・プラントは、もし日本が合衆國と条約を結んだら、わが國は最惠國条項により、日本がアメリカ側にしたすべての譲歩を請求し、また日本が米國から得られる譲歩を日本へ与えることに同意しない、⁽¹⁷⁾ といひ、片務的最惠國条項を振りかざし、改正交渉を止めるよ

うに云った。岩倉は「最惠国条項」なることを聞くのは初めてのことであり、改めて事の重大さを思い知らされがく然とした。

またワシントンにおける日米交渉の行くえを憂慮のおももちで観ていたロンドンの日本人留学生らは、不馴れの外交を危ぶむ英紙の論説を読むと、坐視傍観する時でないと思ひ、早速、尾崎三良・河北俊弼（在英七年、のち大蔵少丞、陸軍少佐）ら二名を留学生の代表として渡米させた。兩人はワシントン到着後、木戸・岩倉らと会い、その愛國の精神を賞されるのだが、不平等条約の根幹ともなっている最惠国条項の不利なることを説いて止まなかつた。岩倉大使は愛國の士尾崎・河北らの意見を聴くまでもなく、この頃すでに交渉が決裂することを見越しており、談判中止の肚をかためていたようだ。岩倉使節は渡英後もあまり条約改正問題にふれず、いずれ帰國後、正式談判を開く用意があるので、そのときはわが國へ全權委員を派遣して欲しい、と述べるにとどまつた。その後、日本が開國以来の方針である相互対等主義に基づく条約の締結にほぼ成功を収め、関税自主権その他の権利を回復するのは明治末期の小村外相の時代であつた。岩倉使節団は対米条約改正交渉では何ら成果を得なかつたが、修好聘問の使命だけは一応果たすことができたし、アメリカの諸制度・文物を視察・調査することで、産業・文化面の收穫があつたのである。

四 アメリカ巡遊の成果

岩倉大使一行は、条約改正交渉のかたわら、使節団派遣の重要目的のひとつ——欧米先進國の文物・産業の視察と調査を行ない、日本近代化の基礎にしようとした。一行が欧米で実見した実況報告書といふべきものが、随員であつた太政官少書記権少史久米邦武が編んだ【特命全權大使】米歐回覽実記（明治十一年刊、五編五冊）である。とくに一行がア

アメリカにおいて視察した主なる場所を挙げると、官庁（市庁舎・造幣局・特許局・印刷局・郵政省・裁判所・農業省等）、娯、学校、病院、刑務所、電報局、新聞社、造船所、造船所、鉱山、公園、貯水池などの外、多くの工場（馬車・毛織物・工具・酒・油・砂糖・靴・ボタン・針・衣服・ゴム・金銀器・銃器・時計・木材等）などがある。

欧米の文明を求めて日本をあとにした岩倉大使一行が、アメリカ視察旅行中にその実相にふれ、そこから強烈な印象なり感銘を受けたことは想像に難くないが、『米歐回覽実記』に現われたところの一行の所感を簡単に述べることにする。一行はサンフランシスコにおいて諸工場・諸施設・学校等の見学・視察を終えたのち東部へ旅立ち、ソルトレイクシティ、オマハを経てシカゴへ向うのだが、その道程で啓発されるところが大であったのは、とりわけ大自然の中でたくましく生きる人々の世界であり、荒野を耕作し、そこを「烟（煙）火の都」となす人民の開拓者精神と深謀遠慮と気力であった。当時、アメリカはまだ開拓中の國土であり、とくに広大な未墾地をもつ農業を見ては「我日本ノ如ク、有限ノ地ヲ耕シテ植物ヲ改良シ、土質ヲ化進シ、培育ヲ懇悉シ、似テ收穫ノ量ヲ益ス目的ニ於テ、自ラ反對セリ」と考えた。また鉄・石炭が産業上きわめて重要であることを看破し、これらを「元品」とする大産業を起せば、東洋の産業発展は可能だと思つた。とくに岩倉は、アメリカ滞在中に鉄道の効用性に注目し、それを巧みに用いれば開化に役立つばかりか、國家の富力にも資するところが大であると考え、明治五年十一月三日ロンドンより三条太政大臣に「米國ノ法ヲ採用」して東北鐵道を布設するよう書簡（意見書）を送り、「幸ニ奉使ノ良機ニ遣ヒ足ヲ異域ニ踏ミシ以來、初テ其（鐵道——引用者）実を目撃シ、聞ク所ノ虚誕（いつわり）ナラサルヲ信シ、又其妙用ノ開化ヲ助ケ殷富（榮えてゆたか）ヲ進ムルニ於テ意想ノ外ニ出ツルヲ驚嘆」（『岩倉公実記』中）、⁽¹⁹⁾といひ、鐵道建設はアメリカのように速に行なうよう建議した。かれの意見は容れられ、のちに日本鐵道會社が設立された。

要するにアメリカ産業の盛況を見て、使節團のメンバーが共通にもつたのは、殖産工業政策の必要性と一日も早い

その実行であり、後進国日本を欧米先進国のレベルまで引き上げることであった。大久保はとくに視察の重点を産業・経済施設に置いていたようである。

次に文化面の成果について述べてみよう。聡明で進歩的な人物であった副使本戸は、けっして欧米諸国巡遊を漫喫したわけでもなかったが、長途の旅から得たものは決して少なくなかった。かれはとくに教育の重要性に着目し、サンフランシスコ滞在中に、市内の中学校数カ所を訪れ、教育現場を実地に見たとき、日本を開化ならしめ、国力をつけ、独立不羈を維持するには、一人や二人の人材が出たからといって成功するものではなく、まず学校を設け、国民に教育を施すのが急務であると悟り、その旨を日記に記し、また知人にも書簡をもって感懐を伝えている。⁽²⁰⁾ また国内の風潮を思ひ、その幣の少なくないことを考えると、その原因の一つが教育の不備にあることが判かり、教育をもつて忠義仁礼の風を興し、法律をもつて邪悪を正すことが肝要であると考えた。⁽²¹⁾ それには、教育の普及こそが先決問題と考え、文部大丞田中不二麿ら文部関係者に欧米の教育全般についての調査研究を命じた。田中は帰国後、学制改革の資料として『米国学校法』『理事功程』（十五冊）などを刊行し、とくに後者において欧米各国の教育制度・法制・歴史などを報告したが、自らの策について語ったものは少ないという。⁽²²⁾

本戸は滞在中、「律法」(法律) および「政府の組み建」(政事) 等について何礼之(かのりゆき)(外務六等出仕) に、調査研究を命じ、また一日、久米邦武と会った折、かれが閑暇を利用して杉浦弘藏(のちの畠山義成、ラトガス大学留学中) と、米国憲法を訳していることを知り、自らその仲間に加わり共に訳稿の検討などをするのだが、帰国後の明治六年七月、「政規典則議」(憲法制定の意見書) を提出し、さらに同年十月「新聞雜誌」(一五〇号) にその全文が紹介された。その端緒を開いたのはアメリカ滞在中に得た新知識と見聞によるところが大きい。

本戸はワシントンよりイギリス留学中の同郷人河北俊齋に書簡を送り、その中で日本の文明開化は偶発的なもので

あり、いずれ弊害が生じることを憂い、国民が人のいうことを生聞し、自主とか自由とかを勝手に唱える浮薄な風潮を嘆息している。そうなたのは国政の根幹たる法律・規則がないからで、最も急がれるのは国家の基たる憲法・法律の整備である、と説き、イギリスの憲法・法律がどのように作られ運営されているか研究して欲しい、と云っている。「日本も開化に日に月に赴候姿御座候へとも兎角皆偶然より出候事不少付而は此住実(オホマデ)に開化之弊もまた可恐(中略)根本の処確呼仕候辺尤御大事に御座候且ヲ総而物に確認たる法則と申ものも無之然して人になまき、に馳せ自主と欲自由と欲名に勝手之事而已相謀り(中略)後來の事而已此成行に而は實に煩思仕候付而は總而法則の確定仕候尤急務歟と愚考仕候付而は根本法律等之事よりして別紙事件等何卒英國に而被行候辺御詮被下置候」(明五・二・一)

さらに木戸は日本にいる教部大輔兼文部大輔、大戸磯(一八二九—一九〇一、のち子爵、貴族院議員)にも趣旨の徹底をはかるかのような書簡を送り、早急に司法制度を確立し、外国人にも日本の法に従ってもらわねば自主独立もおぼつかぬと力説して止まなかつた。「実に司法之処今日之尤急務に而とふなりこふなり速に外国人も我法律之下に為立候様相運不申而は独立自主之体裁相立不申」(明五・三・二九)

明治八年(一八七五)四月、立憲の詔勅が下り、さらに元老院・大審院が設けられ、地方官會議の開催となるのだが、そこには欧米で培った木戸の考えや意見が反影されているのである。明治四年十一月から六年七月までの長い欧米巡遊中、木戸が得た最大の収穫は、「漸進主義に依る憲法政治と政治に於ける人民の発見」であり、木戸の政規典則(憲法・法律制令)の意見は、この発見を根柢として成ったもので、これが日本の民主政治の出発点になったという、指摘がある。岩倉使節団がアメリカから招来したものはまだまだあるが、本稿ではその事例をいくつか紹介したにすぎない。

最後に文献史料面では久米美術館・法政大学図書館・東京大学史料編纂所・サンフランシスコ公立図書館・同古文書館・ワシントンの議会図書館・国立古文書館等のお世話になりました。記して感謝を表します。

一九九一・九・三〇

註

- (1) 『条約改正關係——日本外交文書 別冊』(日本國際連合協会、昭和二五年) 九四ページ。
- (2) 註(1)の九八ページ。
- (3) 『現代日本文明史(第三卷) 外交史』(東洋經濟新報社出版部、昭和一六年) 二二二ページ。
- (4) サンフランシスコにおける岩倉使節団の旅宿については、写真が紹介されたことがあってもその位置はこれまで不明となっていたが、『サンフランシスコ住所氏名録』(The San Francisco Directory 1873) によって所在地が明らかになる。所有経営者はジョンソン・アンド・カンパニ。位置は市の目抜き通りであるマーケット街とニューモンゴメリー街が交わる南東の角である。現在の一流ホテル「シェラトン・パレス」に隣接していたが、今はその跡地に「バンク・オブ・アメリカ」のビルが建っている。
- (5) File Microcopies of Records in the National Archives. Arinori Mori to Hamilton Fish 31 Jan. 1872.
- (6) このホテルはホワイト・ハウスに近い、日 街とヒュアモント大通り^{Hyatt Street}とが交差するあたりに在りたが、今は無い。「ウィムリー・ハウス」(ホテル)へは歩いて数分の距離である(「コロムビア特別区住所氏名録」Directory of District of Columbia 1873を参照)。
- (7) 邦訳は註(5)に同じ。Mori Arinori to Hamilton Fish 14 Dec. 1871.
- (8) *ibid.*, Mori Arinori to Hamilton Fish 29 Feb. 1872.
- (9) *ibid.*, Minutes Showing details of Reception at White House, Monday at noon, 4 March 1872.
- (10) 当時、國務會はホワイト・ハウスから北東の方角——十四番街とS 街^{South Street}の角あたりに在り、「ワシントン孤児院」

(Washington Orphan Asylum) に属する建物の一部を仮庁舎として用いていた(「ロロンピア特別区住所氏名録」一八七三年を参照)。

(11) 『尾崎三良自叙略伝』上巻(中央公論社、昭和五十一年)一一〇ページ。

(12) 筆者はワシントン滞在中、国立古文書館で所定の手続を経て全文の写しを入手した。内容は、「日米通商修好条約」(日本と諸外国との条約改正)「日本帝国とアメリカ合衆国との条約原案」(談判記録)(九回目と十一回目の会談記録は欠落)などから成る。談判記録は主にチャールズ・ヘイル(國務次官)が筆記したものか、終わりに必ずかれの署名が付いている。紙片にペンで書いたもので、やや判読に難がある。「日米通商修好条約」の会文だけはタイプで打つたもの。全部で三六五枚ある。

(13) これは現在ワシントンの議会図書館に架蔵されている。筆者は一八七二年二月から同年七月までの分の写しを入手できたが、字体にくせがあり、判読は容易ではない。主に毎日執務室で会った各国外交官との会見の様子がメモ風に綴られている。

(14) 「日米条約会談の議事録および草稿」には「The Ambassadors explain that Mr. Iwakura Chief Ambassador is absent by reason of indisposition……」とある。

(15) 「大日本外交文書」第五巻(日本国際協会、昭和十四年)一六四〜一六六ページ。

(16) 註(14)に同じ。チャールズ・ヘイルは「The Interview appointed for Saturday 30 March does not take place by reason of the continuer indisposition of the Chief Ambassador.」と付記している。

(16) 註(15)の二〇七ページ。

(17) 石井孝「岩倉使節団対米交渉の始末」(『日本歴史』三〇四号)一六ページ。

(18) 土屋喬雄「岩倉大使一行欧米巡回の維新経済史上の意義」(『政経論叢』第九巻四号)一三七ページ。

(19) 『岩倉公実記』中巻(原書房、昭和四十三年)一〇一〇〜一〇一八ページ。

(20) 註(18)に同じ。一五〇ページ。

(21) 杉山孝敏宛木戸書簡(明治四・二二・一七付)。

- (21) 杉孫七郎、柏村信、久保新三宛木戸書簡(明治四・一二・二〇付)。
- (22) 『子爵田中不二麿伝』(大空社、昭和六二年)の「解説」を参照。
- (23) 『新聞雑誌』(一五〇号)に「木戸参議備朝後の第一声」といった見出しで掲載された演説。
- (24) 『東京日々新聞』(明治八・四・一五付)に立憲政体の実現を期す詔書の写しが掲載された。
- (25) 渡辺幾治郎『木戸孝允の欧米巡遊と其の成果』(『日本歴史』第三七号)
- (26) 同右。